



障害者権利条約 批准週間 保土ヶ谷区内 障害福祉 一斉アクション 参加事業者 募集の呼びかけ

2014年1月20日、日本は国連の障害者に関する権利の条約（以下、「障害者権利条約」という。）を批准しました。

保土ヶ谷区障害者地域自立支援協議会では、「関係機関と連携しながら、障害者権利条約が地域に広がるよう活動します」を理念の1つとしています。

そこで、障害者権利条約の啓発と、その理念が地域に広がることを目指し、区内一斉アクションを提起します。

ぜひ、12月の障害者週間に加えて、1月14日～1月20日 保土ヶ谷区障害者権利条約批准週間のアピール行動に加わりませんか。合言葉は、国連で障害者権利条約が採択されるまでのスローガンでもあった、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」(Nothing about us without us)

期 間 2025年 1月14日～1月20日

目 的 障害者権利条約 批准日 及び 条約の理念の啓発

テーマカラー **黄色**

方 法 ①事業所、事業所の関連するもの、送迎車、事業所前行動等でテーマカラーを身につけ、装飾し、ポスター等を活用し、スローガン「**私たちのことを私たち抜きに決めないで**」を近隣・地域にアピールしましょう！

②一斉アクション（アピール行動）をぜひ写真に収めてください。ホームページやインスタグラムに各事業所の一斉アクションの様子を掲載する予定です。

*掲載許可を頂いた写真をメールで保土ヶ谷区自立支援協議会のメールアドレス宛（hodogaya-jiritsu@hodogayayume.onmicrosoft.com）に【①事業所名 ②担当者名 ③写真の様子を一言！（何をしている場面か、どんな思いか等） ④インスタ掲載の可否】の記載と一緒に送ってください！ 写真は複数枚添付していただいてもOKです。

締め切り日 2025年1月8日（水）

備 考 障害者権利条約は、障害者の権利に関する世界共通のルールです。
1) 国は、障害のある人が人としての尊厳を尊重され、社会生活のあらゆる面で権利が保障されることを国際的に約束しました。
2) 障害を理由とした差別を禁止します。
3) 障害があってもなくても、市民は社会参加が保障されます。
環境が調整されることで、障害のある人が社会参加できる場合において、環境調整を試みないことは差別にあたり、それを禁止します。

